

フィルタリングで子どもを守ろう!!! ～子どもにスマホを持たせる保護者の皆様へ①～

お子様の卒業や入学を機に、新たにスマホなどを購入・契約をする御家庭も多い時期かと思います。今回は、保護者の方向けに、「フィルタリング」について紹介します。特に初めてお子様にスマホを持たせる保護者の皆様、購入・契約の前に、ぜひ御一読ください。

「フィルタリングの大切な役割」

- ①子どもにとって有害なインターネットの情報へのアクセスを制限
- ②有害なアプリの起動を制限
- ③スマホの利用時間を制限

「青少年インターネット環境整備法」や「福井県青少年愛護条例」により、携帯電話事業者等は、保護者が契約者でも実際の使用者が18歳未満の場合、フィルタリングについて書面等で説明し、その場でフィルタリングソフトやOSを設定することになっています。

また、子どもの利用状況を適切に把握するとともに、18歳未満が使用者である旨を申し出ること、フィルタリングの説明を受けること、フィルタリングソフトやOSの設定を行うことなどが保護者の役割となっています。

販売店

①青少年確認
契約締結者、携帯電話端末の使用者（締結者が成人の場合）が18歳未満が確認します。

②フィルタリング説明
・青少年有害情報を閲覧する恐れ
・フィルタリングの必要性・内容を書面等で説明します。

③フィルタリングソフトウェアやOSの設定
販売時にフィルタリングを使えるようにします。



フィルタリングについてご説明します！

保護者

①18歳未満が使用者である旨を申し出ましょう。

②フィルタリングの説明を受けましょう。

③フィルタリングを使えるようにしてもらいましょう。

※フィルタリングを利用しない場合は、福井県青少年愛護条例により、理由を記載した書面等の提出が必要です。

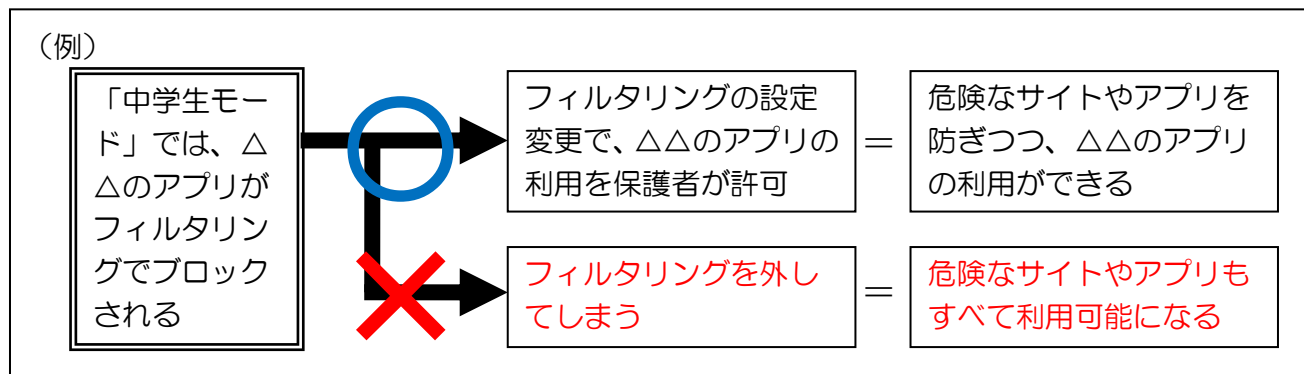
- ・「小学生」、「中学生」、「高校生」、「高校生プラス」モードのように、年齢や使い方に応じたフィルター強度の設定が可能です。

＜制限カテゴリー例＞

	小学生モード	中学生モード	高校生モード	高校生プラスモード
制限対象	ゲーム	ゲーム	ゲーム	ゲーム
	動画・音楽	動画・音楽	動画・音楽	動画・音楽
	SNS	SNS	SNS	SNS
	出会い・アダルト	出会い・アダルト	出会い・アダルト	出会い・アダルト

※「子どもが使いたいアプリやサービスが使えない」という理由でフィルタリングを外してしまう例を耳にしますが、フィルタリングを設定していても、個別のアプリやサイトごとの設定ができるので、フィルタリングの制限対象になっているアプリやサイトでも、保護者が許可することで利用が

可能になります（下記）。そのため、お子様の利用状況や成長段階、スキルに応じて、細かに設定を調整しながら使うことができます。



青少年のフィルタリングの利用率は約 38%であり、2 年以内に 8 割以上がフィルタリングを解除しています。

2019 年以降、福井県内で SNS をきっかけに性犯罪被害にあった青少年は、一人もフィルタリングを利用していなかったことがわかっています。

フィルタリングの説明、有効化などが必要となるため、契約時にお店で説明を受ける時間や手続きをする時間が少し長くなってしまいかもしれませんが、お子さまが安全にスマホを利用するために必要な時間と御理解ください。

◇フィルタリングサービスの詳細や具体的な設定方法などについては、携帯電話取扱店に直接お問い合わせいただくか、各社ホームページなどを参照ください。

- <参考>
- ・総務省「我が国における青少年のインターネット利用に係るフィルタリングに関する調査」（統計データ）
https://www.soumu.go.jp/main_content/000748307.pdf
 - ・「スマートフォン等のフィルタリング啓発チラシ」（県民安全課作成）
<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenan/seisyounenikusei/filtering.html>